

転出される方で

マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方へ

- 転入届出の際、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが転出証明書の代わりになりますので、カードを必ず持参してください。
その際にカード交付時に設定した、数字4桁の暗証番号の入力が必要です。
- 引っ越した日から14日以内、かつ、前住所地で転出手続きの際に届け出た引越し予定日（転出予定日）から30日以内に手続きを行ってください。
上記期間経過後はマイナンバーカード等を使った転入の届出はできません。転出証明書が必要になりますのでご注意ください。

<継続利用手続きについて>

- 上記期日を超えて転入届出をされた場合、カードは失効となり継続手続きができません。
- 同一世帯の方であれば、代理での手続きが可能です。マイナンバーカードをお持ちの方全員分の暗証番号のご確認をお願いします。
- 転入届の際にカードの持参がなく、継続利用の手続きを行わないまま、転入した日から90日が経過すると、カードは失効して使用できなくなります。
- 暗証番号（数字4桁）を忘れてカードにロックがかかった場合、暗証番号の変更手続きは本人のみ可能なため、代理での手続きはできません。

<署名用電子証明書の発行について>

- 前住所地で発行された署名用電子証明書は失効します。継続手続きと併せて再発行の手続きを行ってください。
- 同じ世帯の方や任意代理人の方は即日での手続きは出来ません。

猪名川町役場 住民課
〒666-0292
猪名川町上野字北畑 11-1
TEL：072-766-8700
FAX：072-766-8883